

## 生活のきまり

生徒は人間として、他を尊重する精神を忘れてはならない。ひとりひとりが、大切な人格を持っているからである。

そのために、常に礼儀をたつとび、他人に不快の念をおこさせるような言動は慎まなければならぬ。

同時に、高校生としてあるべき姿を心にとどめ、克己心を忘れることなく、厳正な行為を心がけなければならない。自分の軽率な言動が、友人その他の名譽を傷つけ、大きな迷惑をかけることがあってはならないからである。

よって、高校生として恥ずべき行為として、以下の事柄を禁止する。

- (1) 暴力・暴言・喫煙・飲酒・薬物使用等の行為
- (2) 原則として、制服での車・オートバイの運転・同乗
- (3) 風紀上好ましくない場所への出入り
- (4) 高校生として好ましくない物品の所持
- (5) 公共物の破損・汚損
- (6) 学校の名誉・信用を失墜させる行為

### 1 頭髪・服装・上履

髪型、服装等については常に小川高校生としての自覚を強く持ち、高校生らしく端正なものとす

地Yシャツ、リボンまたはネクタイ  
【夏期略装】(ただし、式典等の学校行事の場合は略装を認めない。)

男子 ズボン、襟付きシャツ  
女子 スカートまたはハーフパンツ、襟付きシャツ  
※カーディガン・セーター・ベストを着用する場合は、Vネック型で濃紺または黒で無地のものに限る。  
※襟付きシャツは白無地とし、カラーは不可。また、ワンポイント付きも不可とする。

- (5) 上履については学年色のついたバレーモデルを使用する。
- (6) 体育館履は本校指定のものを使用し、体育館履を上履として使用しない。
- (7) やむをえぬ事情で本規定以外の服装をする場合は保護者から「異装願」を提出する。

### 2 登校・下校

- (1) 始業時刻 予鈴8時25分 本鈴8時30分  
予鈴までに登校する。
- (2) 一般下校時間 16時50分  
最終下校時刻は18時である。顧問、担任が残留を認めた場合は下校時間を延長してもよい。
- (3) 登校後から授業終了時までは、外出禁止とする。

- 22 -

る。

- (1) 頭髪の染色、脱色、著しい髪の変形異形は禁止する。
- (2) 登下校を含め、学校生活にあっては次のように学校指定の制服を着用する。原型をくずす制服の加工は一切認めない。
- (3) 休日、休業中の登下校の際にも制服を着用する。

### 4 学校指定の制服

#### ①【冬期制服】

男子 上着、ズボン、白無地Yシャツ、ネクタイ  
女子 上着、スカートまたはハーフパンツ、白無地Yシャツ、リボンまたはネクタイ

※防寒の為に、カーディガン・セーター・ベストを着用する場合は、Vネック型で濃紺または黒で無地のものに限る。

※ブレザーの上に着用するコートは、華美でないものとする。

#### ②【夏期制服】 6月1日から9月30日までとする。

(ただし、前後各2週間は移行期間とし、冬期・夏期制服のいずれでも良い。)

男子 ズボン、白無地Yシャツ、ネクタイ  
女子 スカートまたはハーフパンツ、白無

- 21 -

する。ただし、やむをえぬ場合は、「外出願」によって許可を受ける。

### 3 欠席・遅刻・早退・忌引・公欠

- (1) 欠席・遅刻の場合は速やかに、電話、伝言等により、学級担任に連絡し、欠席後初めて登校した際に「欠席届」(生徒手帳)を学級担任に提出する。
- (2) 点呼は8時30分にとり、それ以後を遅刻とする。ただし、授業20分を超えると欠課になる。なお、遅刻3回で欠課1回と数える。
- (3) 早退するときは、「早退届」(生徒手帳)にその理由を記入し、学級担任の許可を得る。
- (4) 忌引日数は特別の場合を除き、次の範囲内とし、「忌引届」(生徒手帳)を学級担任に提出する。

|          |    |
|----------|----|
| 父母       | 7日 |
| 兄弟姉妹     | 3日 |
| 祖父母・曾祖父母 | 3日 |
| おじ・おば    | 1日 |
| 甥・姪      | 1日 |
| 従兄弟姉妹    | 1日 |

- (5) 学校が必要と認めたとき欠席・欠課は公欠として取り扱う。「公欠願」にその理由を記入し、願い出て、許可を受ける。

### 4 所持品

- (1) 所持品には必ず記名する。

- 23 -

- (2) 教育活動に不必要なものは持つてこない。  
持ってきた場合には没収することがある。
- (3) 貴重品は、ロッカーに入れて施錠する等、  
各自が責任を持って管理する。また多額の金  
銭は所持しないようとする。
- (4) 盗難・紛失・拾得物があったときは、速や  
かに学級担任および生徒部に届ける。

#### 5 清掃・美化

校内・校庭は自分たちの大切な生活の場である。  
常に清潔に保ち、美化に心がける。清掃当番は受  
持区域の清掃を、責任をもって行う。

#### 6 自転車通学

自転車通学については、「自転車通学許可願」  
を提出した生徒の内、学校から半径1.2kmより離  
れて自宅のある生徒に対してのみ原則許可をする。

#### 7 その他の規定

- (1) 校外においては、本校の生徒としての誇り  
と自觉をもって行動する。
- (2) 昼食は各自が持参し、原則として昼休み時  
間に各ホームルーム教室でとる。
- (3) 旅行をする時は、保護者の同意を得て、「旅  
行届」を学級担任に提出する。
- (4) アルバイトは禁止とする。ただし、やむを  
得ずアルバイトをしなければならない場合  
は、保護者から所定の「アルバイト届」を学  
級担任に提出する。

(5) 校舎・施設・用具の使用に際しては、別途  
使用規定に基づき、公共物愛護の気持ちを忘  
れることなく、大切に扱う。なお、破損・汚  
損・紛失等の場合は、ただちに生徒部に「破  
損・紛失等届」を提出する。場合によっては  
修理費用の全額または一部を負担させること  
もある。

#### (6) ボール遊び等について

- (ア) 昼休み等の遊びは、グラウンドで行うこと  
を原則とする。安全に注意し行うこと。
- (イ) 升降口前では、サッカー、リフティング  
等ボールをかけることを禁止する。
- (ウ) ローラースケート、スケートボード等は  
禁止する。

#### 8 特別指導

性行不良その他、生徒としての本分に反した者は、  
教育上必要な特別指導をうける。指導は行為の性格を考慮し、保護者同席の特別指導・校長訓  
戒・謹慎等を内容とする。

#### 9 退学

特別指導を行っても改善の見込みがない者、成  
業の見込みのない者、正当な理由がなく出席常で  
ない者、はなはだしく学校の秩序を乱したり、他  
人に被害を与えた者には、校長が退学を勧告し、  
または命ずる。